

秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市および上下水道局が発注する建設工事の公募型指名競争入札、要件付一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」という。）について資格審査等の必要な事項を定め、入札制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(資格審査の申請)

第2条 市および上下水道局の入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、申請書を毎月10日締めで随時受け付けるものとする（第4号以下の事項については、第5条第2項に規定する市内に主たる営業所を有する者に限る。）。

(1) 新規の申請者

(2) 建設業法（以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を更新した申請者（企業合同等を含む。）

(3) 工事の種類（以下「工種」という。）を追加する申請者

(4) 品質マネジメントシステム（ISO9001）を認証取得した申請者

(5) 環境マネジメントシステム（ISO14001）もしくは環境マネジメントシステム（エコアクション21）を認証取得した申請者又は「あきた環境優良事業所認定制度」のステップ2の認定を取得した申請者

(6) 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）を認証取得した申請者

(7) 災害時対応に係る社会的貢献の活動（市内における活動で無償又は有償を問わない。）を行った申請者又は本市（上下水道局を含む。）と災害発生時の復旧等活動に関する協定を締結した申請者

(8) 秋田市消防団協力事業所の認定を取得した申請者

(9) 障がい者を雇用している申請者

(10) 秋田県男女共同参画職場づくり事業において加対象者と認定を受けた申請者

(11) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）等に基づく認定を受けた申請者

(12) 保護観察対象者等の協力雇用主として登録した申請者又は協力雇用主として保護観察対象者等を雇用している申請者

(13) エイジフレンドリーパートナーとして登録された申請者

3 申請書の様式および申請書に添付させる書類その他申請方法については別に定める。

（資格審査）

第3条 市長は、申請者について工種ごとに入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

2 資格審査は、前条第2項の申請書を受付したのものについて、月に1回審査するものとする。

3 次の各号に掲げる者については、資格審査を行わないものとする。

(1) 資格審査の申請日において、別表1中欄の法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者

(2) 経営事項審査を受けていない者

(3) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

(4) 資格審査の申請日において、秋田市指名停止措置要綱別表第1および別表第2に掲げる事実当たる行為に該当し、秋田市工事請負業者選定審議委員会において、指名停止となりうる事実が存する者と認められたもの

（資格審査の項目）

第4条 資格審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 客観的事項

法第27条の23第3項の規定に基づき国土交通大臣が定める経営事項審査の項目および基準による。

(2) 主観的事項

- ア 技術者の保有状況
- イ 工種別施工実績
- ウ 納税等の状況
- エ 品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証取得状況
- オ 環境マネジメントシステム（ISO14001）もしくは環境マネジメントシステム（エコアクション21）の認証取得又は「あきた環境優良事業所認定制度」のステップ2の認定取得状況
- カ 労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）の認証取得状況
- キ 災害時対応に係る社会的貢献の活動（市内における活動で無償又は有償を問わない。）実績又は本市（上下水道局を含む。）と災害発生時の復旧等活動に関する協定締結状況
- ク 秋田市消防団協力事業所の認定の取得状況
- ケ 障がい者の雇用状況
- コ 秋田県男女共同参画職場づくり事業において加対象者としての認定状況
- サ 次世代育成支援対策推進法等に基づく認定状況
- シ 保護観察対象者等に対する就労支援等活動状況（保護観察対象者等の協力雇用主としての登録等）
- ス エイジフレンドリーパートナーとしての登録状況

2 前項第2号の主観的事項の審査基準は、別に定める。

（登録および等級格付）

第5条 市長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者を登録するものとする。

2 前項の規定により登録した者のうち、市内に主たる営業所を有する者（以下「市内建設業者」という。）については、別に定める基準により等級格付けし、建設業者等級格付名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

3 等級格付は、別表1の工種について、次の区分により行うものとする。

(1) 4つの等級に区分する工種

一般土木工事

(2) 3つの等級に区分する工種

建築一式工事

(3) 2つの等級に区分する工種

電気工事、管工事、舗装工事、造園工事

(4) 1つの等級とする工種

吹付工事、鋼構造物工事、一般塗装工事、路面表示工事、機械器具設置工事、電気通信工事、さく井工事、水道施設工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、管渠更生工事、解体工事

4 第1項の規定により登録した者（以下「登録業者」という。）の登録有効期間は、第3条第2項の規定による審査を行った日が属する月の翌月1日から、登録業者の経営事項審査審査基準日の1年8か月後までの期間とする。

（資格審査結果の通知）

第6条 市長は、資格審査の結果を申請者に通知するものとする。ただし、資格審査の結果を秋田市ホームページに掲載する場合は、通知を省略できるものとする。

（登録および格付の継承）

第7条 市長は、登録業者の営業を実質的に継承した者について、当該登録および格付の継承を認めることができるものとする。

2 登録および格付の継承について必要な事項は別に定める。

（変更の届出）

第8条 市長は、登録業者が第2条の規定に基づき提出した申請書に変更があった場合および建設業を廃業した場合には、すみやかに届出させるものとする。

（登録の取消し等）

第9条 市長は、登録業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、登録を取消しするものとする。

(1) 建設業の許可を失った者

(2) 第3条第3項第3号に該当した者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当した者について1か月以上24か月以内の期間の指名停止、登録の取消しおよび格付の変更を行うことができるものとする。

(1) 虚偽の申請等を行った者

(2) 虚偽の申請等に協力した者

(資格審査委員会の設置)

第10条 資格審査、登録および等級格付について審議するため、建設業者資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

(資格審査委員会の組織)

第11条 資格審査委員会は、委員長1名、副委員長1名および委員6名をもって組織する。

2 委員長は総務部を所掌する副市長を、副委員長は他の副市長をもって充てる。

3 委員は、総務部長、企画財政部長、産業振興部長、建設部長、都市整備部長および上下水道事業管理者が推薦する職員をもって充てる。

(委員長)

第12条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(資格審査委員会の会議)

第13条 資格審査委員会は、委員長が招集する。

2 資格審査委員会は、委員長又は副委員長を含む3名以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 資格審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選定の基準)

第14条 契約担当者は、別表2の左欄に掲げる発注工事の種別に対応するそれぞれ同表の中欄に掲げる種類の建設工事に係る登録業者のうちから選定するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年11月1日から施行する。
- 2 この要綱のうち別表1（第2条関係）および別表2（第16条関係）については、平成元年度の名簿登載日から適用する。
- 3 この要綱のうち、工種の名称変更については、平成元年度の名簿登載日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成14年11月18日から施行する。
（経過措置）
- 2 第5条による等級格付けについては、平成15年度以降の等級格付けから適用するものとし、この要綱の施行の日前に格付けされた者については、平成15年4月30日までは従前のおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 第5条による等級格付けについては、平成17年度以降の等級格付けから適用するものとし、この要綱の施行の日前に格付けされた者については、平成17年3月31日までは従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 第5条による等級格付けについては、平成17年度以降の等級格付けから適用するものとし、この要綱の施行の日前に格付けされた者については、平成17年3月31日までは従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱の規定により、解体工事の等級格付がなされている者については、この要綱の施行の日における登録内容により再審査を行い、解体工事の等級格付を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条および第4条の改正規定は、平成26年4月11日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により、水道施設工事の等級格付がなされている者については、この要綱の施行の日における登録内容により再審査を行い、水道施設工事の等級格付を行うものとする。
- 3 改正前の要綱の規定に基づき、平成26年3月11日から平成26年3月31日までになされた水道施設工事に係る入札参加資格申請については、この要綱の規定に基づき入札参加資格申請があったものとみなし、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により、解体工事の等級格付がなされている者については、この要綱の施行の日における登録内容により再審査を行い、解体工事の等級格付を行うものとする。

3 改正前の要綱の規定に基づき、平成31年3月11日から平成31年3月31日までになされた工事に係る入札参加資格申請については、この要綱の規定に基づき入札参加資格申請があったものとみなし、この要綱を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

別表1 資格審査を行う工種

格付工種	許可業種	等級格付
1 一般土木工事	土木工事業及び とび土木工事業（吹 付工事を除く）	A, B, C 1, C 2
2 建築一式工事	建築工事業	A, B, C 1
3 吹付工事	とび土工事業	A
4 電気工事	電気工事業	A, B
5 管工事	管工事業	A, B
6 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	A
7 舗装工事	舗装工事業	A, B
8 一般塗装工事	塗装工事業	A
9 路面表示工事	塗装工事業	A
10 機械器具設置工事	機械器具設置工事業	A
11 電気通信工事	電気通信工事業	A
12 造園工事	造園工事業	A, B
13 さく井工事	さく井工事業	A
14 水道施設工事	水道施設工事業	A
15 防水工事	防水工事業	A
16 内装仕上工事	内装仕上工事業	A
17 建具工事	建具工事業	A
18 清掃施設工事	清掃施設工事業	A
19 解体工事	解体工事業	A
20 管渠更生工事	土木工事業	A

別表2 発注工事の種別と格付工種との対応表

発注工事種別	格付工種	工事の例示
一般土木工事	一般土木工事	
しゅんせつ工事	一般土木工事(ただししゅんせつ工事業の許可がある者)	
プレストレスコンクリート工事	一般土木工事	
舗装工事	舗装工事	アスファルト、コンクリート、ブロック舗装
鋼構造物工事	鋼構造物工事	橋梁上部工事 門扉設置工事 鉄塔工事 スノーシェッド工事 貯蔵用タンク設置工事
さく井工事	さく井工事	さく井工事 観測井工事 井戸築造工事 揚水設備工事 温泉掘削工事
造園工事	造園工事	植栽工事 景石工事 広場工事 園路工事 公園設備工事
グラウト工事	一般土木工事	ボーリンググラウト工事
法面処理工事	吹付工事	吹付工事
通信設備工事	電気通信工事	電気通信機械設置工事 データ通信設備工事
一般塗装工事	一般塗装工事	塗装工事 ライニング工事
路面表示工事	路面表示工事	路面表示工事
建築工事	建築一式工事	
電気設備工事	電気工事	発電設備工事 変電設備工事 照明設備工事 信号設備工事
管工事	管工事	暖冷房設備工事 浄化槽工事 暖房設備工事 管内更正工事 給排水給湯設備工事
水道施設工事	水道施設工事	取水施設工事
機械設備工事	機械器具設置工事	エレベーター設置工事 集塵機器設置工事 舞台装置設置工事 遊戯施設設備工事
清掃施設工事	清掃施設工事	
解体工事	解体工事	工作物、建築物の解体工事
管渠更生工事	管渠更生工事	下水道管等の更生工事